# 「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)」のお知らせ Vol. 2 制度の一部見直し等について

# 1.制度の一部見直しについて

保険料の納め方の変更について(年金からの納付対象者)

長寿医療制度の保険料については、原則として年金からの納付となっていますが、制度の一部見直しに伴い、下記のいずれかの要件を満たす方は、保険料を口座振替で納付することが可能となります。

年金からの納付対象となっている方で、口座振替に変更を希望される方は、 役場健康福祉課へお申し出ください。

なお、手続きの際には、口座振替用の通帳及び通帳の印鑑が 必要となりますので、ご用意ください。



## -【口座振替に変更できる方】-

国民健康保険の保険料を確実に納付していた方(本人)が、口座から納付する場合 年金収入が180万円未満の方で、世帯主又は配偶者の口座から納付する場合

#### 2 . 会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方へ

長寿医療制度加入前日まで、会社の健康保険などの被用者保険の被扶 養者であった方も、新たに保険料を納めていただきます。

ただし、特別措置として平成20年4月から9月までは保険料の負担はなく、10月から翌年3月までは本来の保険料額を9割軽減し、1割負担となります。

7月中旬にお知らせした保険料が1,700円(1割負担)となっていない場合は、役場健康福祉課までご連絡ください。



適用期間	軽 減 内 容	
	所得割額	均 等 割 額
平成 20 年 4 月 ~ 平成 20 年 9 月	かかりません	かかりません
平成 20 年 10 月 ~ 平成 21 年 3 月	かかりません	9 割軽減 (軽減後の額 1,700円)

### 保険料の納付が困難なときは...

保険料を納めるのが困難なときは、 お早めに健康福祉課福祉保険班まで ご相談ください。

分割などの納付方法についてご相談 に応じます。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に関する問い合わせ先

健康福祉課福祉保険班 @64-1472